2　本会は、前項に規定する申請があった場合であって、当該申請が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、前条第三項の範囲内で相当と認める額の新人弁護士等養成事務所養成支援補助金を給付する。

一　前項に規定する申請可能な期間内の申請であること。

二　雇用した新人弁護士等に勤務弁護士としてふさわしい賃金の支給又は所得の保障をしていること。

三　雇用した新人弁護士等が、雇用の日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となる旨約していること。

四　雇用した新人弁護士等が、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任する旨約していること。

五　その他申請の趣旨が新人弁護士等準備・養成等援助事業の目的に適合していること。

3　新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付を受ける新人弁護士等養成弁護士は、本会との間で、次に掲げる事項を約定した契約を締結しなければならない。

一　雇用した新人弁護士等に、第一項に規定する申請の際に明示した養成期間中、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるために必要な公益的活動の実務経験を積ませること。

二　新人弁護士等の雇用の日から三年を経過する日までに、当該新人弁護士等を公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならせること。

三　次条第一項各号に掲げる事由が生じたときは、直ちに新人弁護士等養成事務所養成支援補助金を返還すること。

四　その他この規則の規定に従うこと。

（新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の返還）

第六十一条　本会は、次に掲げる事由が生じたときは、第五十九条第三項の規定にかかわらず、新人弁護士等養成弁護士（新人弁護士等養成弁護士であった者を含む。以下この款において同じ。）に対し、新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の返還を求めなければならない。この場合において、当該新人弁護士等養成弁護士は、直ちに返還しなければならない。

一　新人弁護士等の雇用の日から三年を経過する日までに、雇用した新人弁護士等が公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならなかったとき。

二　雇用した新人弁護士等が、新人弁護士等養成事務所に所属しなくなった場合であって、当該新人弁護士等の雇用の日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならないことが確実となったとき。

三　新人弁護士等養成弁護士（弁護士法人である場合にあっては、その社員を含む。次号において同じ。）が新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付の趣旨に著しく反する行為をしたとき。

四　新人弁護士等養成弁護士が懲戒処分（戒告を除く。）を受けたとき。

2　本会は、前項各号に掲げる事由が生じたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該新人弁護士等養成弁護士の申請により、理事会の承認を得て、新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の返還を猶予し、又はその全部若しくは一部の返還を免除することができる。

3　前項の申請をしようとする新人弁護士等養成弁護士は、同項のやむを得ない事情があることを証明する資料を添付して、本会に対し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

（新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付に伴う報告義務）

第六十二条　新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付を受けた新人弁護士等養成弁護士は、新人弁護士等の雇用の日から三年を経過する日までの間、毎年一回、新人弁護士等の養成の状況その他本会が求める事項を本会及び所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めたときも、同様とする。

第三款　新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金

（新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付）

第六十三条　本会は、新人弁護士等養成弁護士が一定期間の養成の後公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを条件として新人弁護士等を採用することを予定し、又は採用した場合であって、採用のため新人弁護士等養成事務所の施設の改装、拡張（弁護士法人にあっては、従たる法律事務所を設置することを含む。以下この節において同じ。）若しくは移転をし、又は備品購入等をするために出捐を必要とする、又は必要な出捐をしたときは、その申請により、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金を給付する。

2　新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金は、採用する新人弁護士等の数にかかわらず、新人弁護士等養成事務所ごとに二百万円の範囲内で基金から支出し、返還を要しない。

3　第一項の規定にかかわらず、新人弁護士等養成弁護士又は新人弁護士等養成事務所の他の弁護士（他の弁護士であった者を含む。）が日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則（規則第百五十六号）第十一条第二項の規定によりスタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付を受けているときは、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金は、給付しない。

（新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付の申請）

第六十四条　新人弁護士等養成弁護士は、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会を経て、申請書その他本会が求める書類を本会に提出することにより、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を申請することができる。

2　本会は、前項に規定する申請があった場合であって、当該申請が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、前条第二項の範囲内で相当と認める額の新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金を給付する。

一　新人弁護士等の採用を予定している場合にあっては、その採用の計画が相当程度に具体的なこと。

二　新人弁護士等の採用のため、新人弁護士等養成事務所の施設の改装、拡張若しくは移転又は備品購入等の必要があると認められること（既に出捐した場合にあっては、その必要があったと認められること。）。

三　前号に規定する事由の内容が相当程度に具体的であり、費用予定額が相当であること（既に出捐した場合にあっては、出捐した額が相当であること。）。

四　新人弁護士等の採用を予定している場合にあっては、採用する新人弁護士等に対して公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任することを義務付ける旨約していること。

五　新人弁護士等を採用している場合にあっては、当該新人弁護士等が公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任する旨約していること。

六　その他申請の趣旨が新人弁護士等準備・養成等援助事業の目的に適合していること。

3　新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を受ける新人弁護士等養成弁護士は、本会との間で、次に掲げる事項を約定した契約を締結しなければならない。

一　新人弁護士等を採用するため新人弁護士等養成事務所の施設の拡張等を行い、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金をそのための費用に充てること。

二　給付の日から三年を経過する日までに、新人弁護士等を公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならせること。

三　次条第一項各号に掲げる事由が生じたときは、直ちに新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金を返還すること。

四　その他この規則の規定に従うこと。

（新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の返還）

第六十五条　本会は、次に掲げる事由が生じたとき（第一号及び第二号に掲げる事由が生じたときにあっては、給付の日から三年を経過する日までに、当該給付に係る新人弁護士等以外の新人弁護士等を採用して養成しその新人弁護士等が公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときを除く。）は、第六十三条第二項の規定にかかわらず、新人弁護士等養成弁護士（新人弁護士等養成弁護士であった者を含む。以下この款において同じ。）に対し、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付に係る新人弁護士等（二人以上ある場合にあっては、その全員。次号において同じ。）が公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならなかったとき。